平成２２年（フ）第２４０号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目19番21号
債務者　富田　壮一
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４１号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目19番21号
債務者　富田千恵子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２４２号
兵庫県尼崎市塚口町３丁目４番地の７
債務者　岸野　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１１０号
長崎県長崎市深堀町５丁目210番地９
債務者　川井小夜子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７５号
大分市大字森町1005番地の10
債務者　竹本　伸也
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１３６号
大分県別府市大字北石垣825番地の７
債務者　河村　修治
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第５３号
沖縄県浦添市伊祖２丁目24番５号　たけみつビル401号
債務者　南風見幸永
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第６号
沖縄県宮古島市下地字洲鎌438番地
債務者　松村沙弥加
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２２年（フ）第１６号
山形県新庄市大字升形1650番地、前住所さいたま市北区吉野町１丁目359番地24
債務者　矢口　幸一
1　決定年月日時　平成22年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第１８号
山形県新庄市大字鳥越1308番地、前住所山形県最上郡戸沢村大字古口3001番地の20
債務者　髙澤　健太
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２１年（フ）第８１２号
岐阜市西改田村前108番地
債務者　佐藤　蠡孝
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第８７号
岐阜県関市南出12番地１　ＺＵＫＡ　２Ｆ　201号
債務者　平下　友子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町５丁目245番地１　ＡＳハイツＡ102
債務者　戸田　有亮
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１２９号
岐阜県羽島郡岐南町みやまち４丁目91番地
債務者　坂口　文子
1　決定年月日時　平成22年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
岐阜地方裁判所

平成２２年（フ）第１８号
兵庫県揖保郡太子町太田1570番地29
債務者　谷村　朋美
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３３号
沖縄県那覇市字与儀125番地15　すみれ荘202
債務者　知念かおり
1　決定年月日時　平成22年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８号
福島県西白河郡西郷村大字米字椙山68番地16　アウトバレイ101
債務者　高橋　秀幸
1　決定年月日時　平成22年３月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
福島地方裁判所白河支部破産係